

別表 1 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		東松山市環境産業部環境保全課 エコタウン推進室 (0493-63-5006)
国土利用計画法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上	届出	東松山市都市整備部 住宅建築課 (0493-21-1464)
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません。		経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため注意が必要です。	近隣への配慮	埼玉県危機管理防災部 化学保安課火薬・電気担当 (048-830-8435)
環境影響評価法	次に該当する太陽光発電施設の設置 系統接続段階の発電出力ベース（交流）が以下のもの 40MW以上（第一種） 30MW以上40MW未満（第二種）		埼玉県環境部環境政策課 環境影響評価担当 (048-830-3041)
埼玉県環境影響 評価条例	施工区域の面積が20ha以上となるもの ※その他にも開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。	調査等	埼玉県環境部環境政策課 環境影響評価担当 (048-830-3041)
太陽光発電の環境配慮 ガイドライン (環境省)	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない発電出力10kW以上の事業用太陽光発電施設	調査等 (自主取組)	※本ガイドラインに基づく届出時にチェックリストを添付してください
土壌汚染対策法 (4)	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は900㎡以上） ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 大気水質担当 (0493-23-4050)
埼玉県生活環境保全 条例 (80)	3,000㎡以上の土地の改変	調査等	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当 (0493-23-4050)
埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に 関する条例 (6)	500㎡以上の土砂の敷地外排出	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に 関する条例 (16)	3,000㎡以上の土砂の堆積	許可	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
東松山市土砂等による 土地の埋立て等及び 不法投棄の規制に 関する条例 (6)	500㎡以上3,000㎡未満の面積への土砂等による土地の埋立て（土地の掘削後の埋立て含む。）、盛土その他の土地への土砂等の堆積	許可	東松山市環境産業部環境保全課 (0493-63-5006)
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律 (29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)
絶滅のおそれのある 野生動植物の種の 保存に関する法律 (10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣許可	環境省関東地方環境事務所 野生生物課 (048-600-0817)
埼玉県希少野生動植物 の種の保護に関する 条例 (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
埼玉県オオタカ等 保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径 400m以内 ・営巣地から半径1,500m以内	配慮の実施	埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)
埼玉県立自然公園 条例 (12)	県立自然公園の特別地域内における工作物の新築・改築・増築、 木竹の伐採・損傷、土地の形状の変更等	許可	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)  【申請窓口はこちら】 東松山市環境産業部環境保全課 (0493-63-5006)
埼玉県立自然公園 条例 (14)	県立自然公園の普通地域内における一定規模以上の工作物の新 築・改築・増築、土地の形状の変更等	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)  【申請窓口はこちら】 東松山市環境産業部環境保全課 (0493-63-5006)
農地法 (4)	農地を農地以外のものにする行為（農地の転用）	許可	埼玉県東松山農林振興センター 管理部 農地担当 (0493-23-8517)  【申請窓口はこちら】 東松山市農業委員会 (0493-21-1433)
農地法 (5)	農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以 外のものにするために行う次の行為（農地又は採草放牧地の転用 のための権利移動） ・所有権の移転 ・地上権、永小作権、質権、賃借権等の設定や移転	許可	埼玉県東松山農林振興センター 管理部 農地担当 (0493-23-8517)  【申請窓口はこちら】 東松山市農業委員会 (0493-21-1433)
農業振興地域の整備 に関する法律 (15の2)	市町村農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農用地区域からの 除外）	計画変更	東松山市環境産業部農政課 (0493-21-1400)
森林法 (10の2)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を 除く）で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の 土地の形質の変更	許可	埼玉県寄居林業事務所 総務・森林保全担当 (048-581-0123)
森林法 (10の7の2)	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者 となること	届出	東松山市環境産業部農政課 (0493-21-1400)
森林法 (10の8)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を 除く）における立木の伐採	届出	東松山市環境産業部農政課 (0493-21-1400)
道路法 (32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を 使用しようとする行為（道路の占用） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、 物件又は施設で、政令で定めるもの（政令第7条第1項第2号に 該当するため太陽光発電施設も対象）	許可	【国県道】 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 (0493-22-2445)  【市道】 東松山市建設部 建設管理課 (0493-21-1420)
河川法 (23～27)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・河川の砂やヨシ等の採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	【国管理河川】 国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 越辺川出張所 (0493-34-3129)  【県管理河川】 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 (0493-22-2445)  【市管理河川】 東松山市建設部 建設管理課 (0493-21-1420)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
河川法 (55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	【国管理河川】 国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 越辺川出張所 (0493-34-3129)  【県管理河川】 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 (0493-22-2445)  【市管理河川】 東松山市建設部 建設管理課 (0493-21-1420)
東松山市法定外公共物 管理条例 (4)	法定外公共物について次の行為 ・工作物その他の施設の敷地として使用 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	東松山市建設部 建設管理課 (0493-21-1420)
埼玉県雨水流出抑制 施設の設置等に関する 条例 (3)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	埼玉県県土整備部 河川砂防課 荒川中流・小山川流域担当 (048-830-5135)
埼玉県雨水流出抑制 施設の設置等に関する 条例 (12)	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	届出	埼玉県県土整備部 河川砂防課 荒川中流・小山川流域担当 (048-830-5135)
砂防法 (4)	砂防指定地内における次の行為 ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による土地の原状変更	許可	埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 (0493-22-2445)
埼玉県砂防指定地 管理条例 (3)	砂防指定地内における次の行為 ・のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更 ・土石の類の採取、鉱物の採掘 ・工作物の新築・改築・増築・移転・除却 ・立木竹の伐採・樹根の採掘 ・木竹の滑下・地引による搬出	許可	埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 (0493-22-2445)
土砂災害警戒区域等 における土砂災害 防止対策の推進に関 する法律 (10)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）	許可	埼玉県東松山県土整備事務所 河川砂防担当 (0493-22-2334)
建設工事に係る資材 の再資源化等に関す る法律 (10、11) [略称：建設リサイクル 法]	特定建設資材[※]を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等（以下に該当するもの） ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が80㎡以上に限る）の解体工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が500㎡以上に限る）の新築・増築工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事（請負金額が1億円以上のもの） ・建築物以外の工作物（太陽光パネル等）の解体、新築、土木工事等（請負金額が500万円以上のもの）  [※]特定建設資材（4品目） ・コンクリート ・コンクリートと鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルトコンクリート	民間工事の場合は届出  公共工事の場合は通知	【1～3号建築物の解体・新築】 川越建築安全センター 東松山駐在 建築確認・監察担当 (0493-22-4340)  【4号建築物の解体・新築】 東松山市都市整備部 住宅建築課 (0493-21-1424)
都市計画法 (29、43)	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）や建築行為 ・市街化区域内での500㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為	許可	東松山市都市整備部 住宅建築課 (0493-21-1464)
都市計画法 (53)	都市計画施設等の区域での建築物の建築	許可	東松山市都市整備部 都市計画課 (0493-21-1425)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
都市計画法 (65)	都市計画事業の認可を受けた事業地内で都市計画事業の施行の障害となる恐れがある土地の形質の変更もしくは建築物の建築その他工作物の建設又は重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積	許可	東松山市都市整備部 都市計画課 (0493-21-1425)
景観法 (16)	景観計画区域内における次の行為 ・一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等	届出	東松山市都市整備部 住宅建築課 (0493-21-1424)
都市公園法 (6)	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて 占用	許可	東松山市都市整備部 都市計画課 (0493-21-1425)
建築基準法 (6)	建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します	確認	川越建築安全センター (049-243-2102)  東松山市都市整備部 住宅建築課 (0493-21-1424)  ※手続内容によって窓口が異なります
文化財保護法 (93)	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等	届出	東松山市教育委員会社会教育課 埋蔵文化財センター (0493-27-0333)
文化財保護法 (96)	出土品が出土したこと等による、埋蔵文化財包蔵地の発見	届出	東松山市教育委員会社会教育課 埋蔵文化財センター (0493-27-0333)
文化財保護法 (43、81、125)	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 又は届出	東松山市教育委員会社会教育課 埋蔵文化財センター (0493-27-0333)
埼玉県文化財保護 条例 (14、28、35、39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 又は届出	東松山市教育委員会社会教育課 埋蔵文化財センター (0493-27-0333)
東松山市文化財保護 条例 (11)	文化財の現状を変更し、又はその影響を及ぼす行為	許可	東松山市教育委員会社会教育課 埋蔵文化財センター (0493-27-0333)
水防法 (14)	※浸水想定区域での設置は災害時に危険性を伴いますので、十分注意して計画をしてください		東松山市秘書室 危機管理課 (0493-21-1405)